

農業委員会からのお知らせ

農地の標準小作料をご存知ですか？

標準小作料については、平成20年度に次のように決められています。

これは、あくまでも標準小作料ですので、この金額を基準にして、貸し手と借り手の話し合いで自由に決めることができます。3年に一度、改定していますので、次は平成23年に改定です。

標準小作料の一覧表（10aあたり）

農地の区分		小作料の標準額	10a当たり収穫量	条 件
田	上 田	12,000円	480kg	平坦地 30a形 用排水完備
	中 田	9,000円	420kg	平坦地 30a形 用排水完備
	下 田	6,000円	390kg	平坦地 用排水並
畑	普通畑	標準額を定めない		
	特用畑	5,000円	葉たばこ	平坦地
草地	草 地	1,300円	生草5,500g	傾斜度 平地～8° 条件良

《農業経営基盤強化促進法に基づく土地の貸し借りについて》

本来農地の貸し借りをする場合には、農地法の許可が必要ですが、**利用権設定事業**で貸し借りする場合は農地法の許可が不要となり、簡易な申請で農地の貸し借りができる制度を**農業経営基盤強化促進法**といいます。

～貸した農地は必ず返ってきます～

利用権設定とは？

- ◆利用権設定は、貸し手と借り手で決めた期間がくれば、貸借関係は終了し、必ず返してもらえるという制度です。
- ◆権利関係の記録を保管し、期間終了前にはお知らせします。
- ◆貸し借りを行っている農地の権利関係に関する記録は、農業委員会ですっかり保管します。さらに、契約が終了する前には、貸し手・借り手双方にお知らせしますので、契約を更新するか、終了するかその都度決定できます。



必要な書類は農業委員会で、扱っております。
お問い合わせ…飯舘村農業委員会（☎ 42-1629）